

世界遺産暫定一覧表記載資産候補に係る  
提 案 書

資産名称:「北海道東部の窪みで残る大規模竪穴住居跡群」

北 海 道

北 見 市

標 津 町

## — 目 次 —

(1)	提案のコンセプト	1
①	資産の名称・概要	1
②	写真	2
③	図面	3
(2)	資産に含まれる文化財	4
①	整理票	4
②	構成要素ごとの位置図と写真	5
	常呂遺跡	5
	標津遺跡群	10
(3)	保存管理計画	17
①	個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての 検討状況	17
②	資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての 検討状況	17
③	資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要、 又は措置に関する検討状況	17
(4)	世界遺産の登録基準への該当性	18
①	資産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準の番号	18
②	真実性／完全性の証明	18
③	類似資産との比較	18

## (1) 提案のコンセプト

### ① 資産の名称・概要

名称：「北海道東部の窪みで残る大規模竪穴住居跡群」

概要： 竪穴住居は、地面を掘り窪め、上に屋根をかけた半地下式のもので、新石器時代の代表的な住居形式である。世界各地にみられるが、日本列島を含むアムール川中・下流域、ロシア沿海州、中国東北地方、朝鮮半島などの東北アジア極東地域においては、旧石器時代終末頃より 20 世紀初頭までの 1 万数千年に及ぶ長期間、気密性・断熱性に優れた住まいとして選択された居住形態の一つである。

竪穴住居は欧州などにみられる石造の構造物と異なり、木材などの有機物を材料とするため、腐朽・埋没の結果、その上屋の痕跡は残りにくい。しかし、地面の窪地として確認でき、確実に人類が生活を営んでいた空間として位置付けできる。さらに、その立地や分布は、当時の人々の生業、生活や集落構造を反映している。

日本列島における竪穴住居は完全に埋没した状態で発見され、発掘調査されるのが一般的である。しかし、寒冷な気候である北海道では腐植土層の発達が遅く、竪穴住居が埋まりきらずに窪みの状態で地表面から確認できる遺跡が多くみられる。林の中で多数の窪みが連続して確認できる状況は、独特の景観を呈し、さらに窪みの形態的特徴から大まかな時代も知ることができる。

北海道東部のオホーツク海沿岸に所在する常呂遺跡、標津遺跡群は、我が国最大規模の竪穴住居跡群で、合わせると 5,000 軒以上もの竪穴住居跡が地表面から確認でき、その学術的重要性から広大な区域が国の史跡として指定されている。

窪みの形状や分布調査結果から、両遺跡群の集落は、縄文時代早期から続縄文時代を経て、擦文・オホーツク文化期のおよそ 7,000 年もの長期間にわたって営まれていることが明らかになっている。さらに、アイヌ文化期のチャシ跡もあることから、アイヌ文化展開の舞台ともなっており、その成立を探ることができる重要な遺跡群でもある。

両遺跡群は、現在の集落に近接しているにもかかわらず、常呂遺跡は網走国定公園の一部であるサロマ湖やワッカ原生花園などに、標津遺跡群は国指定天然記念物標津湿原や標津川、伊茶仁川、ポー川などの河川に隣接しており、いずれも周辺の実環境が良好な状態で保存されている。

縄文時代からアイヌ文化期の約 8,000 年に及ぶ長い期間、同一地域において居住が繰り返されていたことは、当該地域の人々が自然と調和した生活を継続的に営んできたことを物語り、人類と自然の調和を示す顕著な見本であることから、周辺の環境と共に、世界遺産に登録して後世に引き継ぐべき貴重な文化資産と考えられる。

常呂遺跡、標津遺跡群は、いずれも部分的な整備・公開を実施しているが、現在、さらなる追加指定や周辺区域の景観と調和をはかった広大な区域の保存・整備・公開についての検討も行っており、より充実した文化遺産を目指した取り組みを推進している。

② 写真

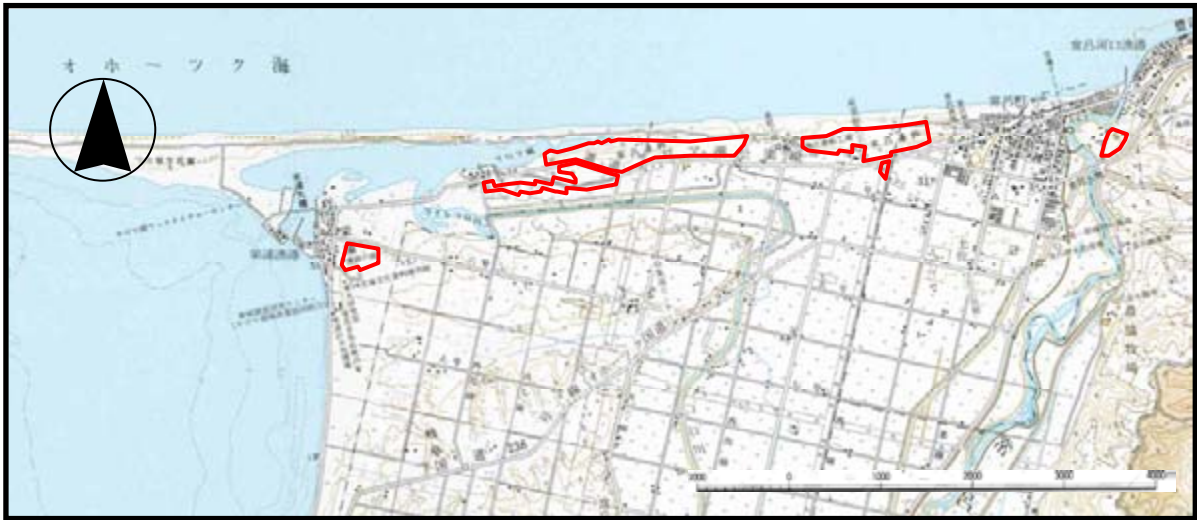
○常呂遺跡(北見市)



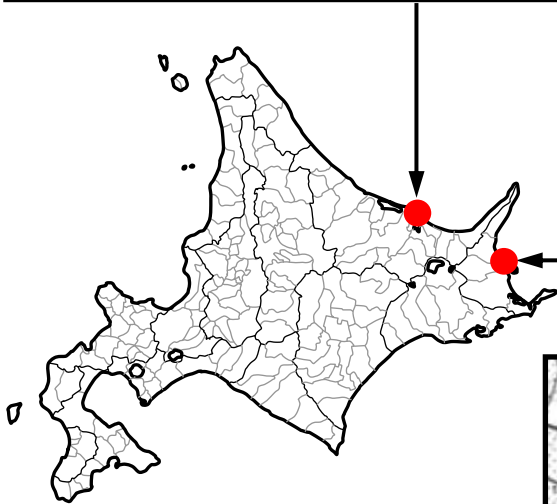
○標津遺跡群(伊茶仁カリカリウス遺跡)



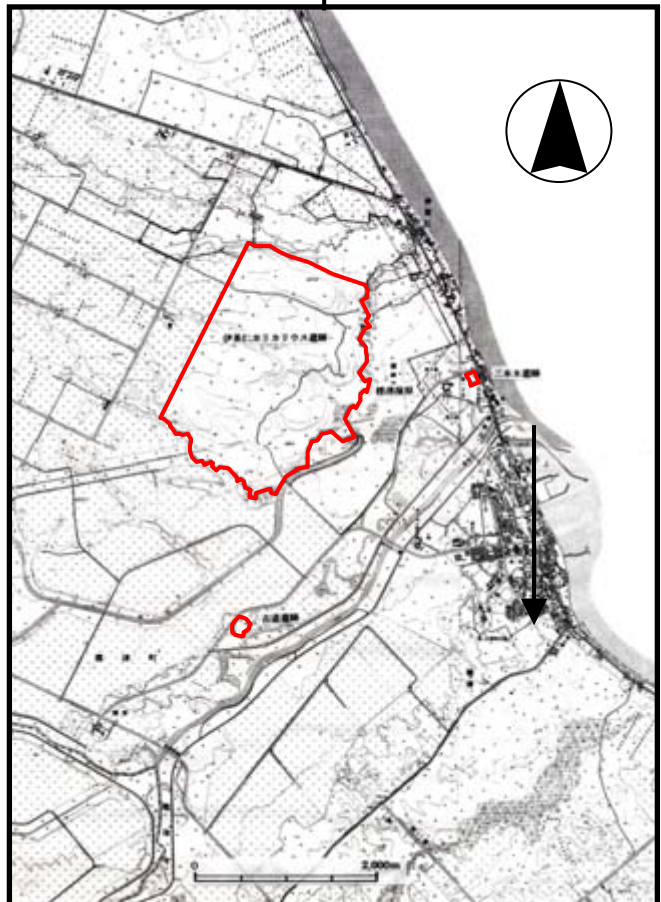
③ 図面



△常呂遺跡



▽標津遺跡群



## (2) 資産に含まれる文化財

### ①整理票

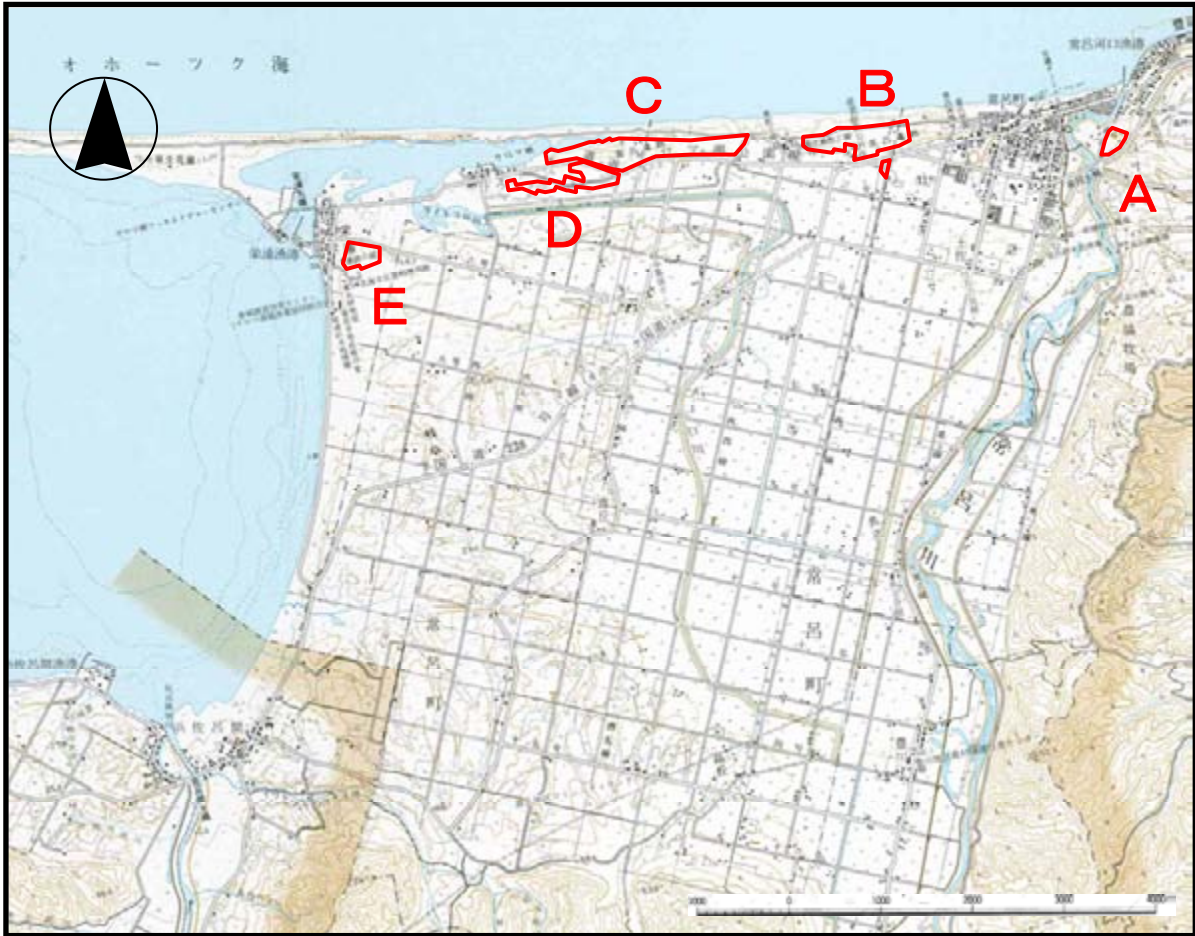
番号	名称	保護の主体	保護の種別	面積(m <sup>2</sup> )	要約
1	ところ 常呂遺跡	国	史跡	1,281,295.9 (128ha) (全体)	常呂川河口からサロマ湖東岸に隣接する海岸砂丘や段丘に立地する5箇所の遺跡で構成され、縄文～擦文・オホーツク文化の竪穴住居跡が地表面から窪みの状態で2,706軒、さらにアイヌ文化のチャシ跡2基が確認できる。
	常呂川右岸台地竪穴群 (2002年指定)			65,637.9	
	常呂竪穴群 (1974年指定)			1,042,649.0	
	栄浦第二遺跡 (1974年指定)				
	サロマ湖東岸竪穴群 (1987年指定)			52,187.0	
岐阜台地西部竪穴群 (1990年指定)			120,822.0		
2	しべつ 標津遺跡群	国	史跡	3,733,632.5 (373ha) (全体)	伊茶仁川、ポー川、標津川、標津湿原に隣接した3箇所の遺跡で構成され、縄文～擦文・オホーツク文化の竪穴住居跡が地表面から窪みの状態で2,496軒、さらにアイヌ文化のチャシ跡2基が確認できる。今後も竪穴住居跡1,893軒が所在する隣接地260haの追加指定も計画している。
	いぢやに 伊茶仁カリカリウス遺跡 (1979年指定)			3,696,653.0	
	ふるどう 古道遺跡 (1976年指定)			22,679.5	
	三本木遺跡 (1989年指定)			14,300.0	

### \* 関連資産

1	しべつ 標津湿原	国	天然記念物	2,211,510.0 (221ha)	ポー川右岸、標津川左岸、海岸砂丘に囲まれた標高2mの低地にある約6,000年前の縄文海進を起源とする湿原である。高層湿原化が進み、チャミズゴケを主とするブルトがマット状に発達。エゾイソツツジなど80種以上の湿原植物が生育する。
---	-------------	---	-------	------------------------	---

② 構成要素ごとの位置図と写真

○常呂遺跡（北見市）



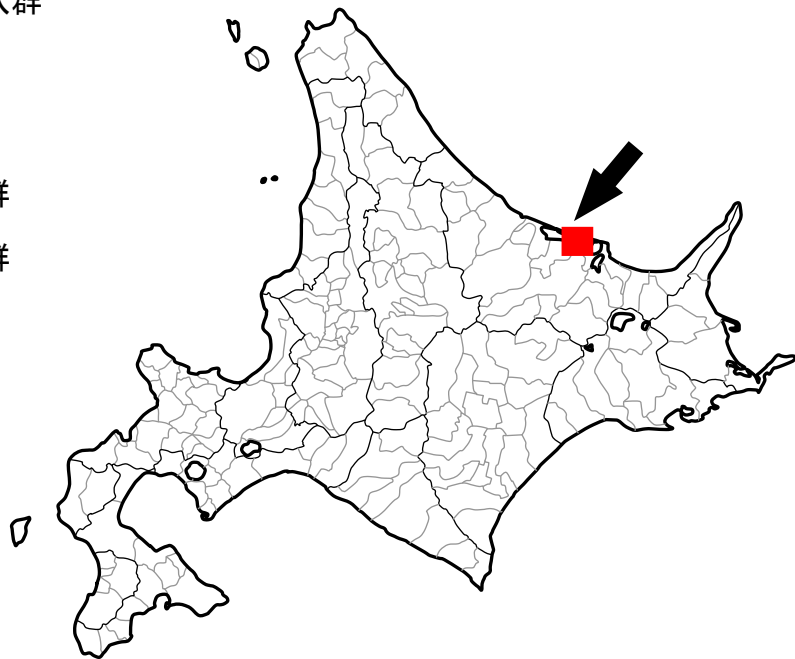
A : 常呂川右岸台地竪穴群

B : 常呂竪穴群

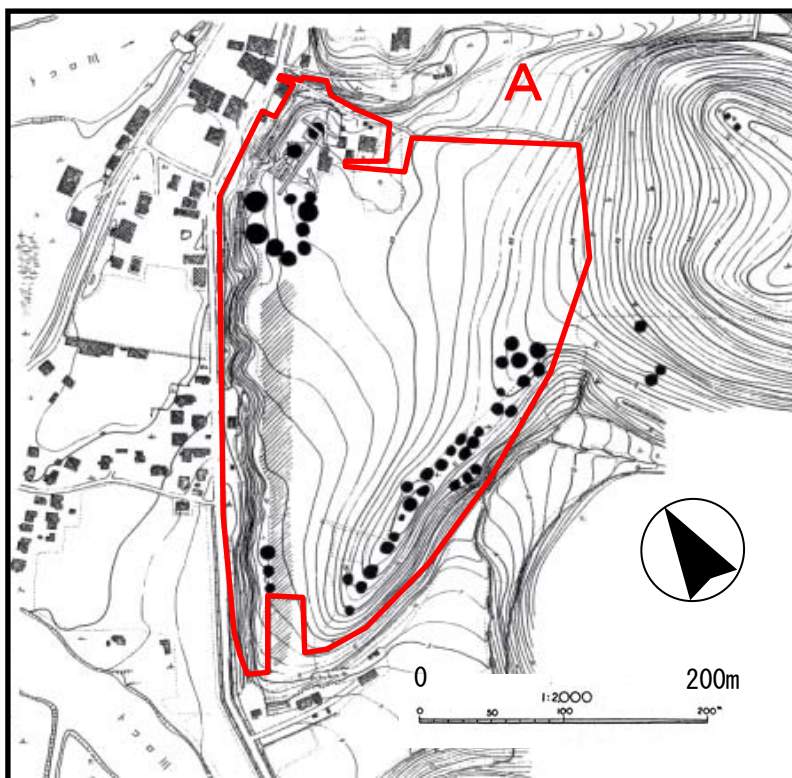
C : 栄浦第二遺跡

D : サロマ湖東岸竪穴群

E : 岐阜台地西部竪穴群

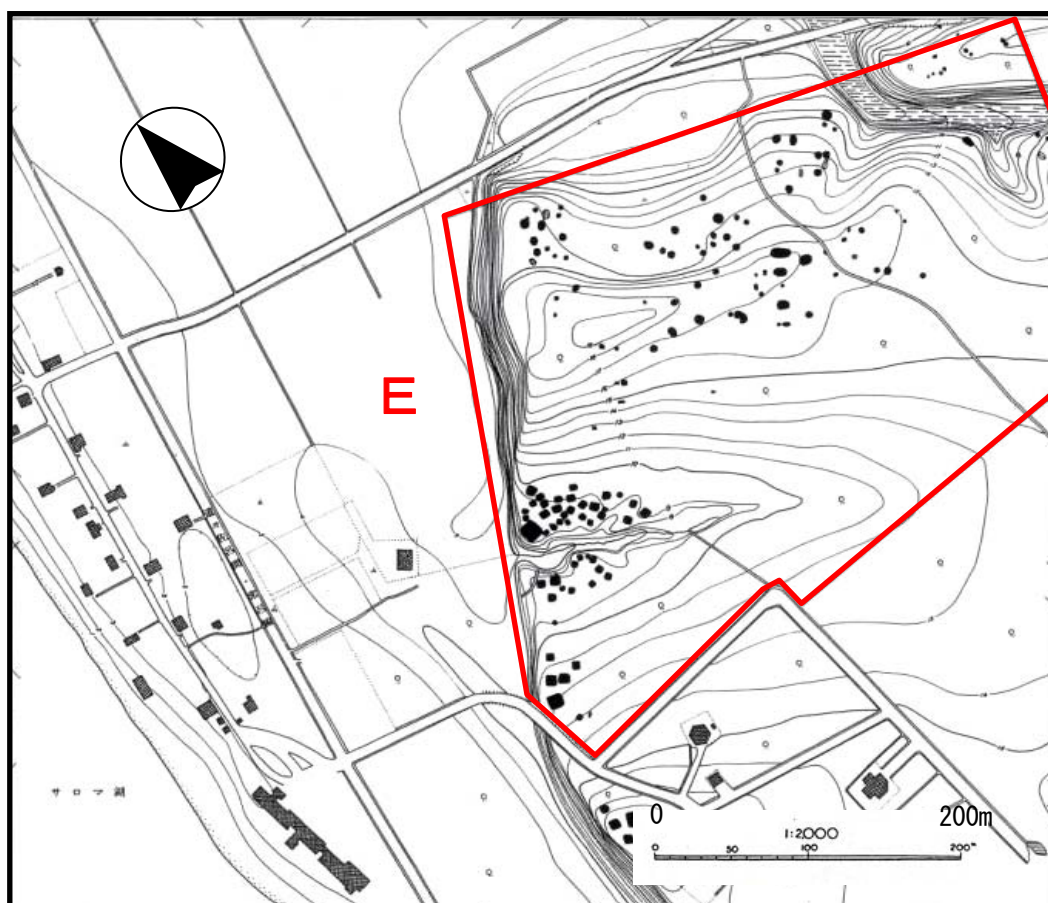


○常呂遺跡豎穴住居跡測量図①



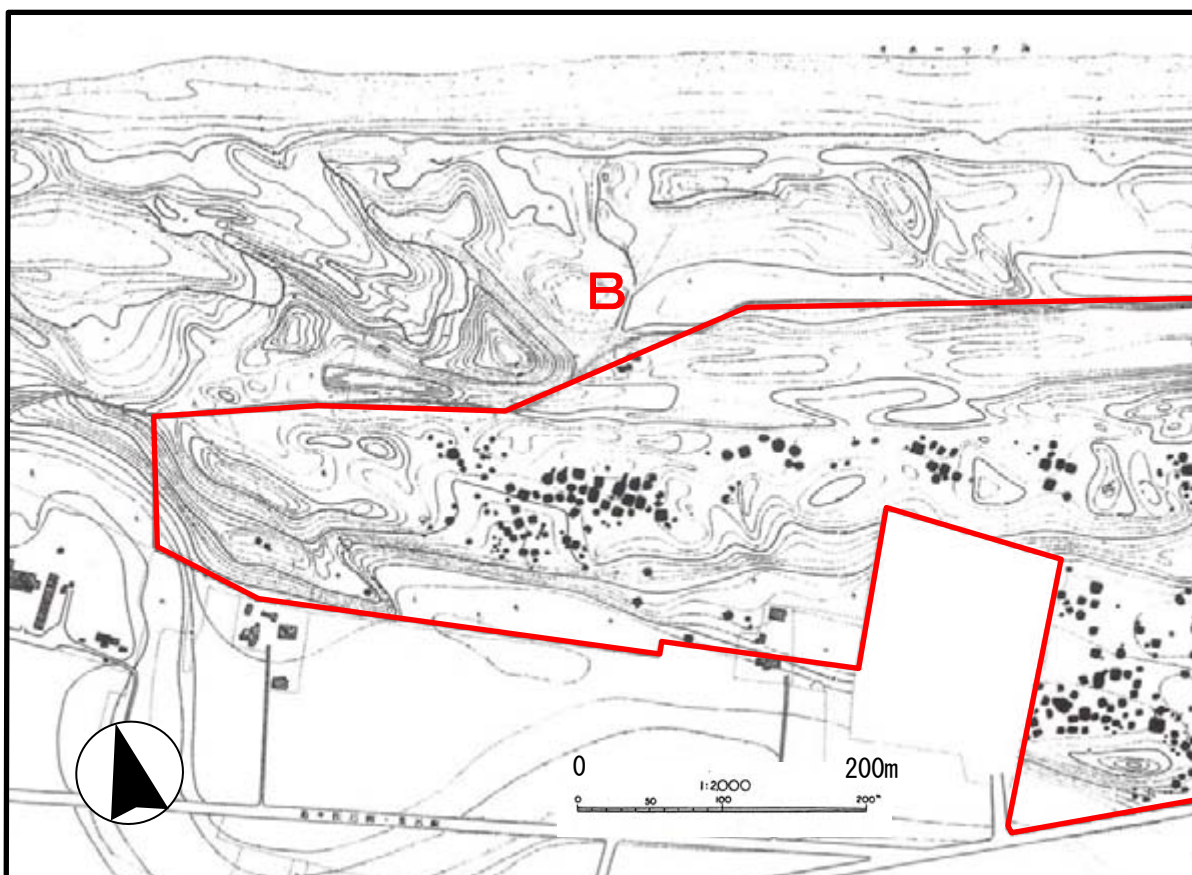
△常呂川右岸台地豎穴群

▽岐阜台地西部豎穴群





○常呂遺跡豎穴住居跡測量図②

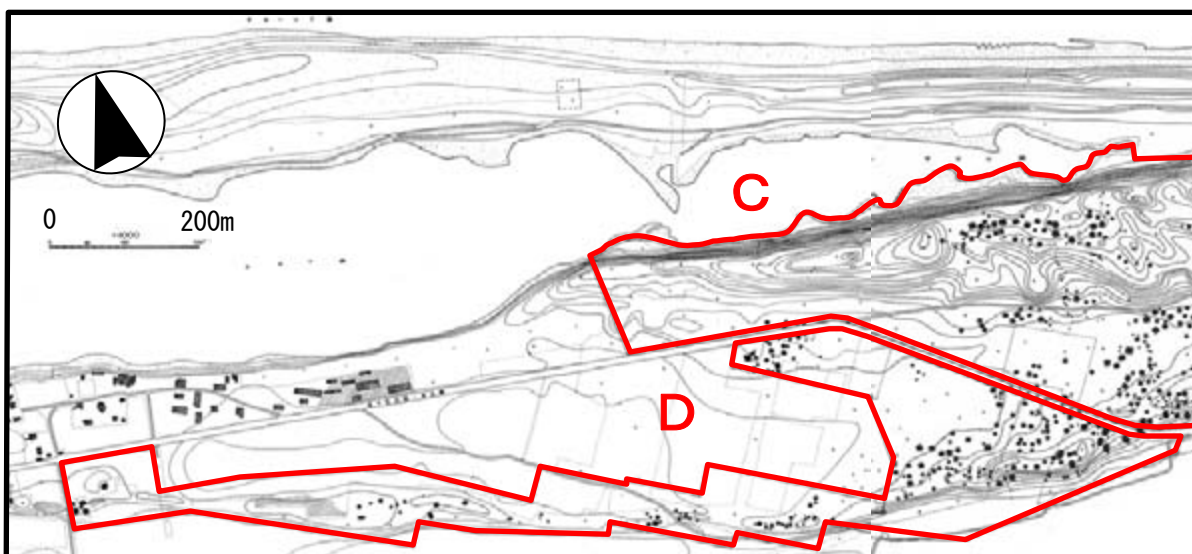


△常呂豎穴群 (西部)

▽常呂豎穴群 (東部)

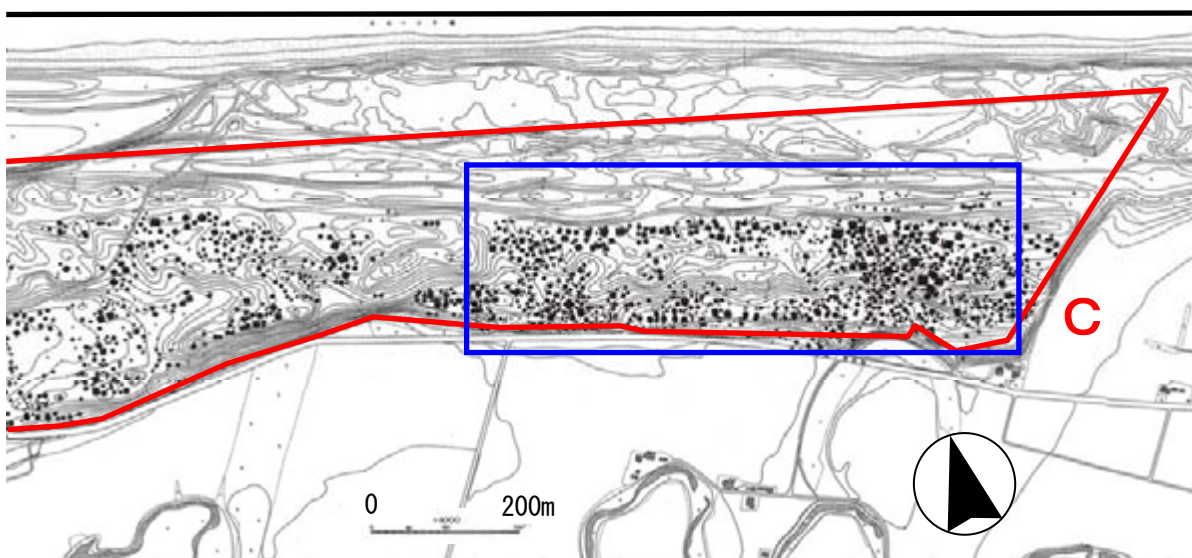


○常呂遺跡豎穴住居跡測量図③

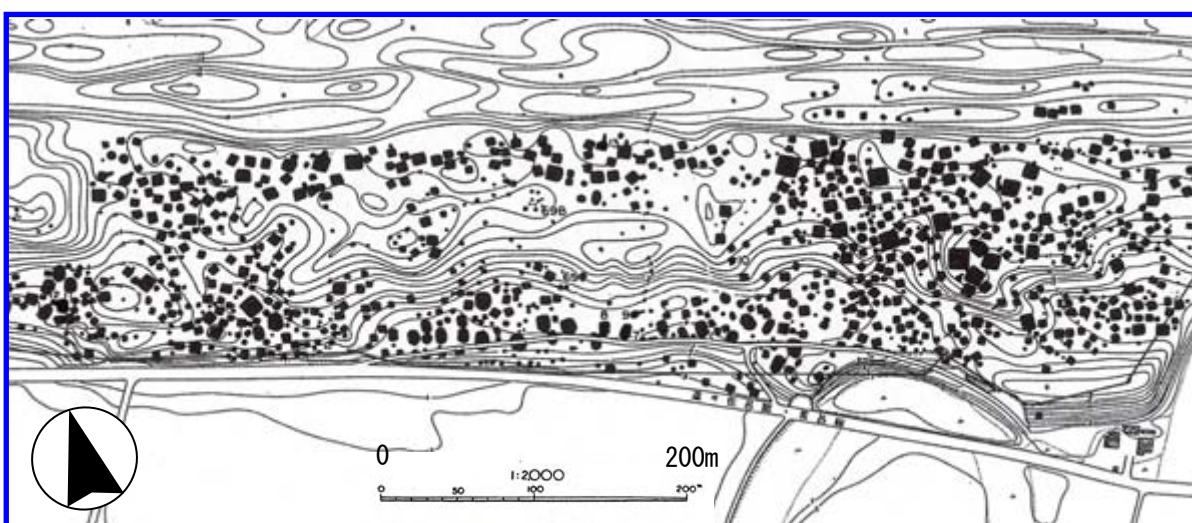


△サロマ湖東岸豎穴群・栄浦第二遺跡（西部）

▽栄浦第二遺跡（東部）



▽栄浦第二遺跡豎穴住居跡密集部



## ○常呂遺跡

残雪の豎穴住居跡群(栄浦第二遺跡)



擦文文化期の豎穴住居跡(岐阜台地西部豎穴群)



調査成果により復原した豎穴住居



オホーツク文化期の遺物  
(栄浦第二遺跡)



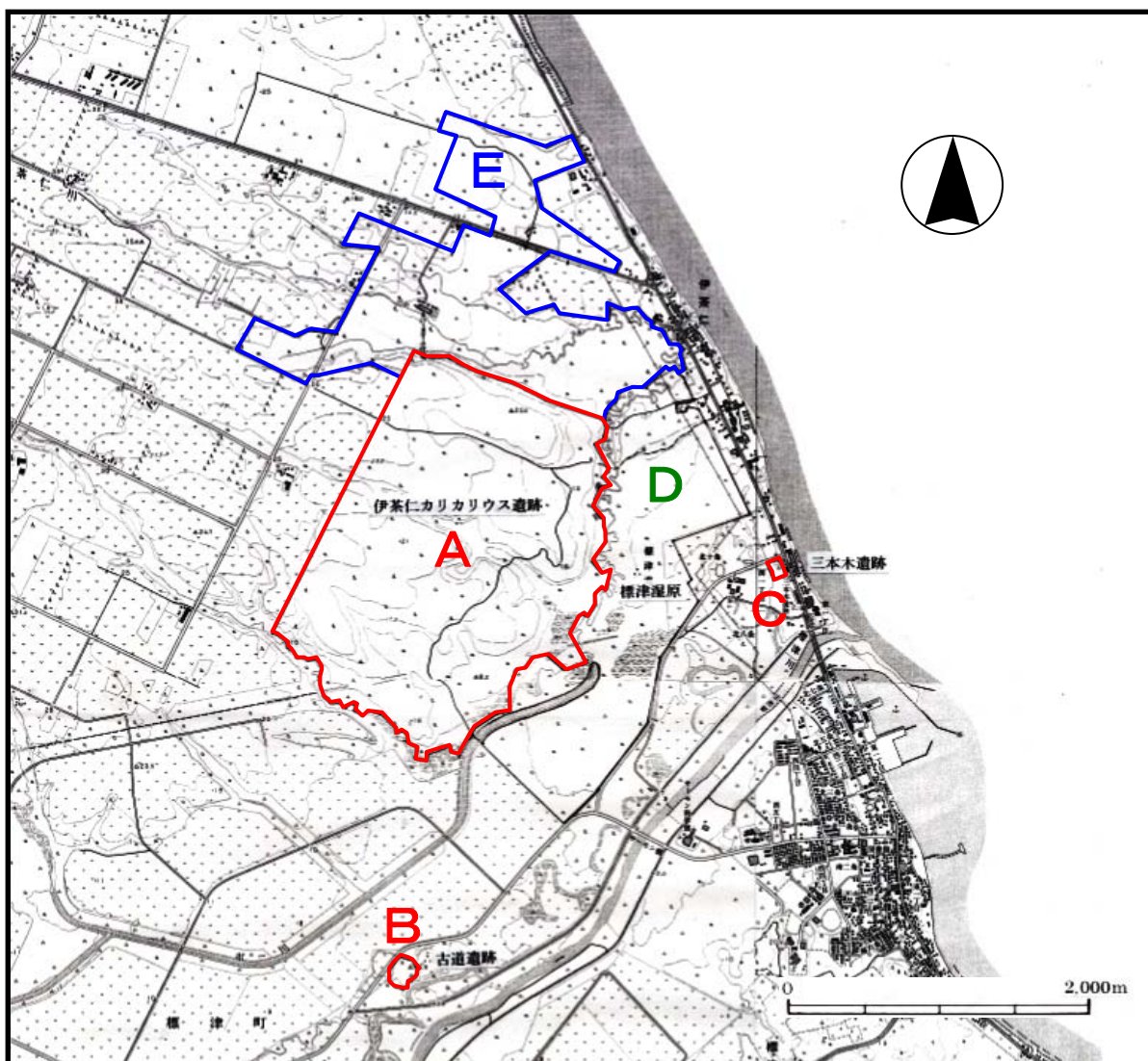
青銅製帯飾り

オホーツク文化期の豎穴住居跡(常呂川右岸台地豎穴群)

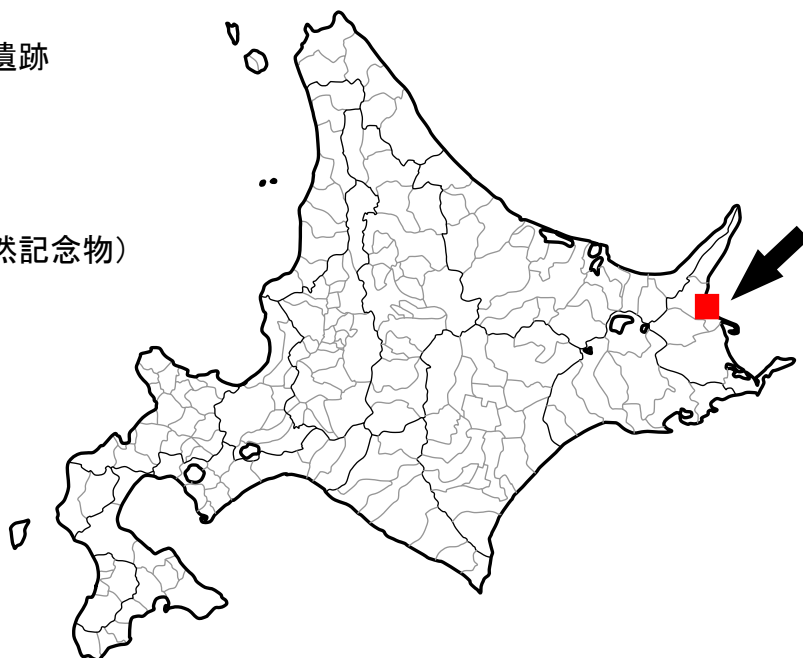


熊の彫刻品

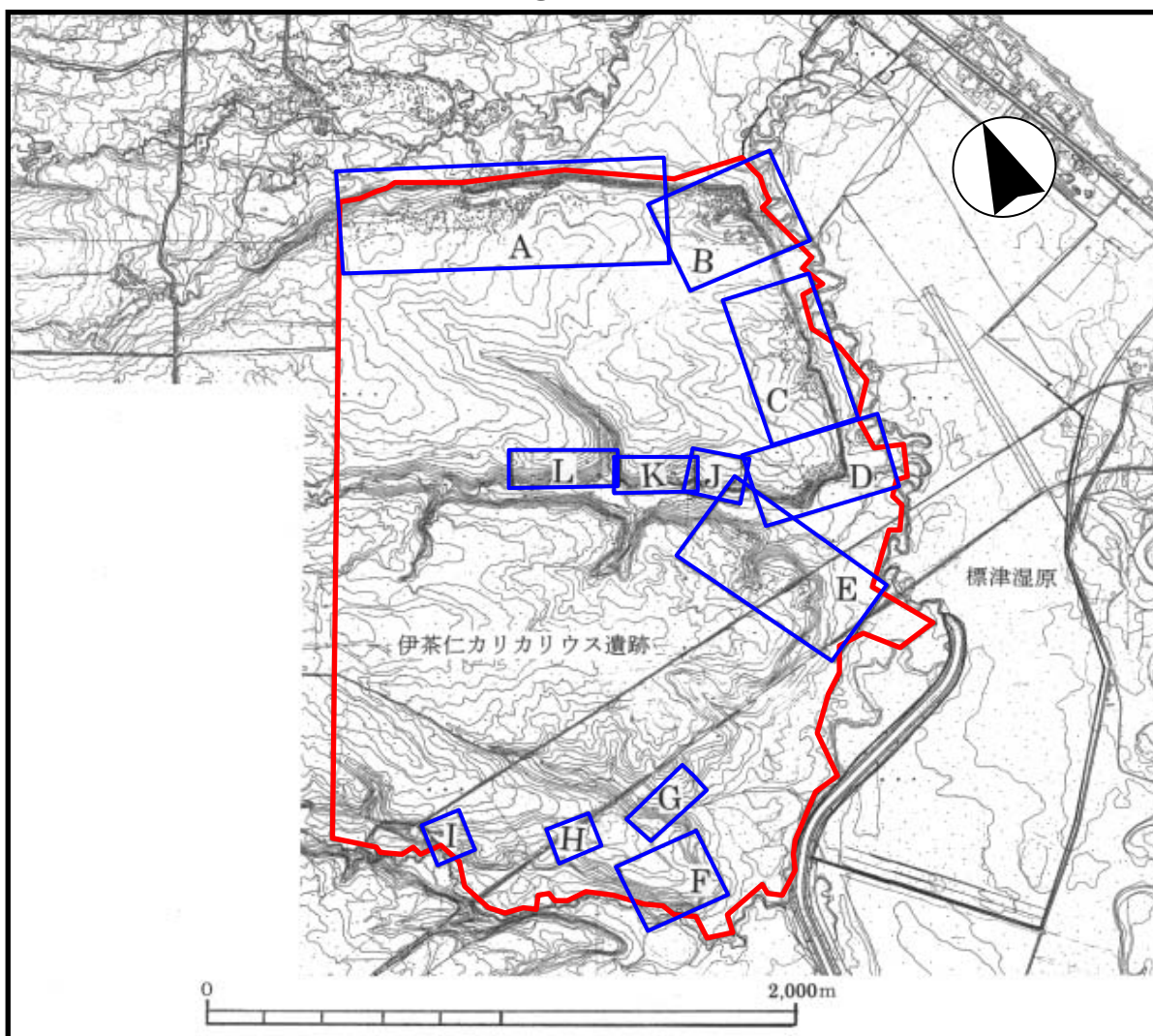
○標津遺跡群（標津町）



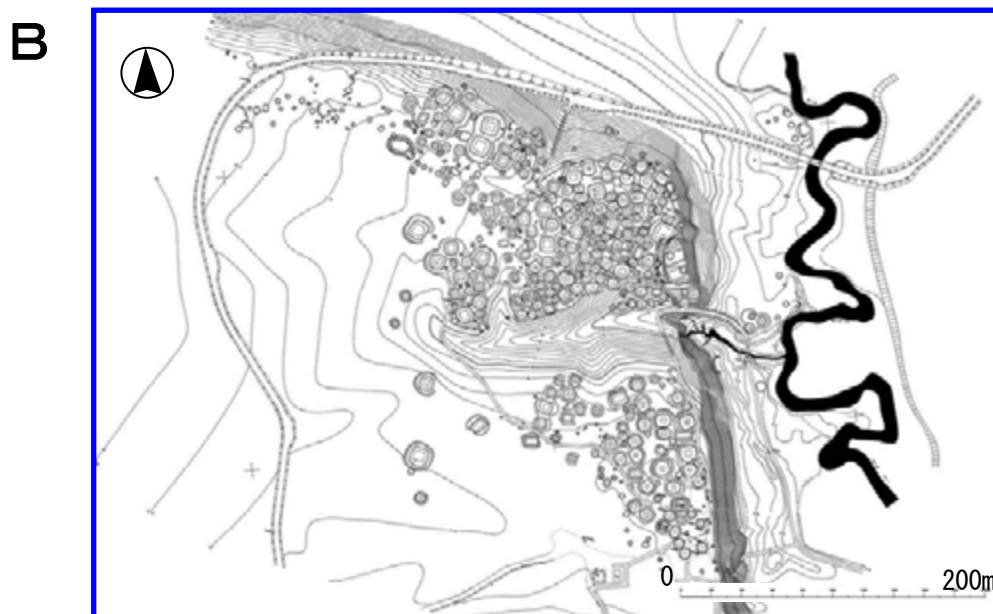
- A : 伊茶仁カリカリウス遺跡
- B : 古道遺跡
- C : 三本木遺跡
- D : 標津湿原（国指定天然記念物）
- E : 追加指定予定区域



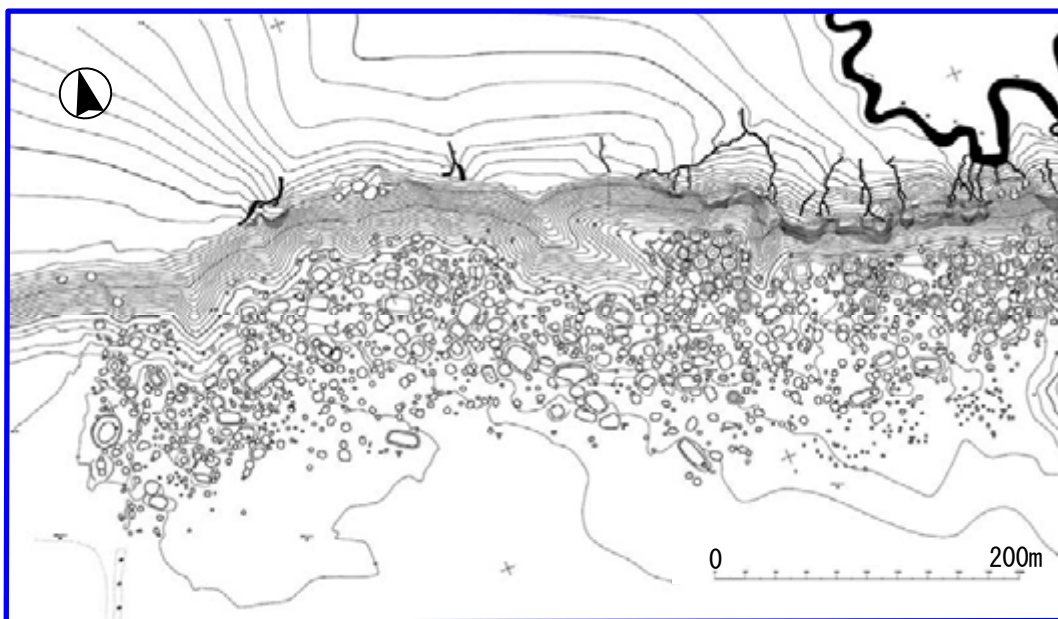
○標津遺跡群竪穴住居跡測量図①（伊茶仁カリカリウス遺跡①）



△測量図位置図

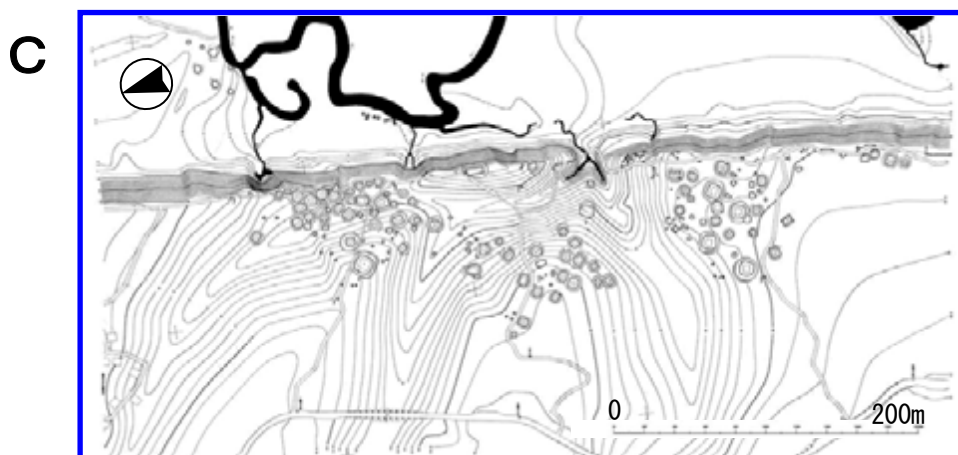
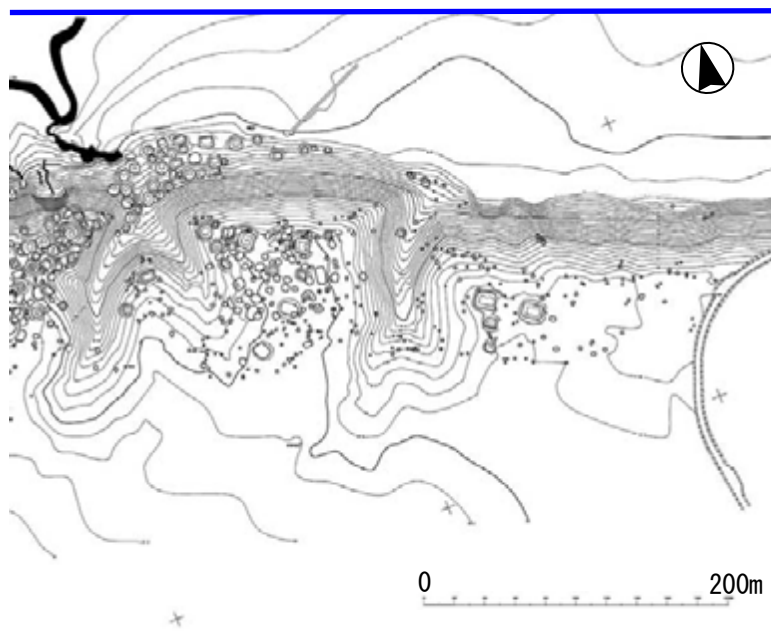


○標津遺跡群竪穴住居跡測量図②（伊茶仁カリカリウス遺跡②）

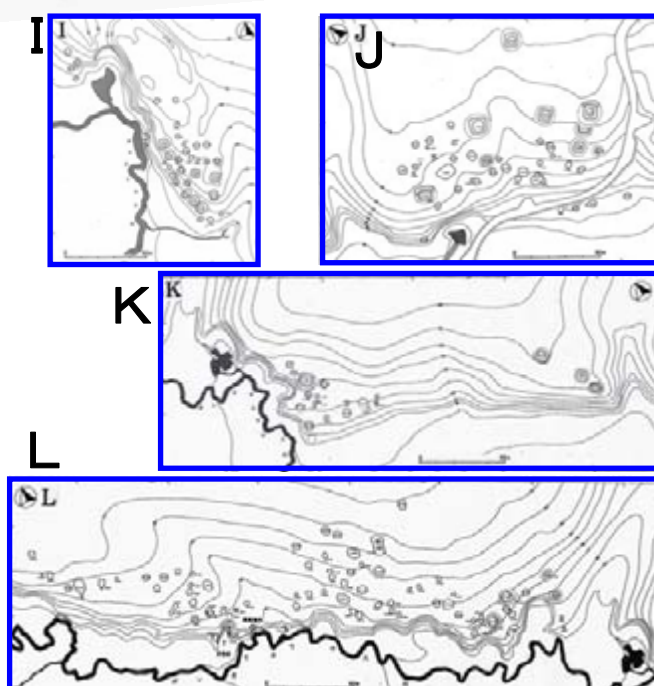
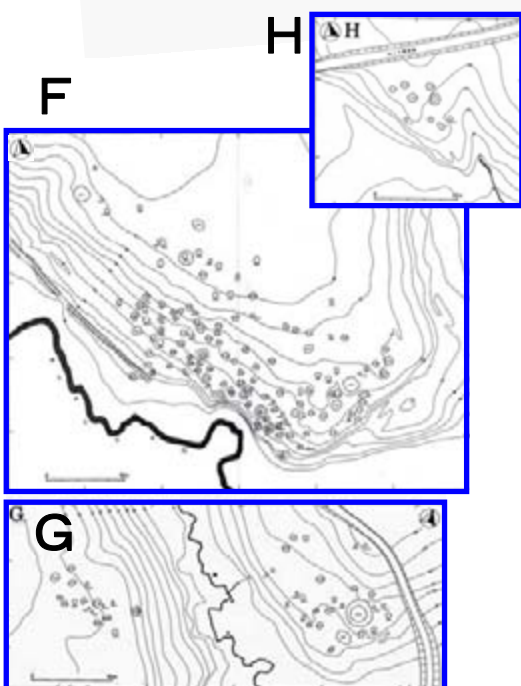
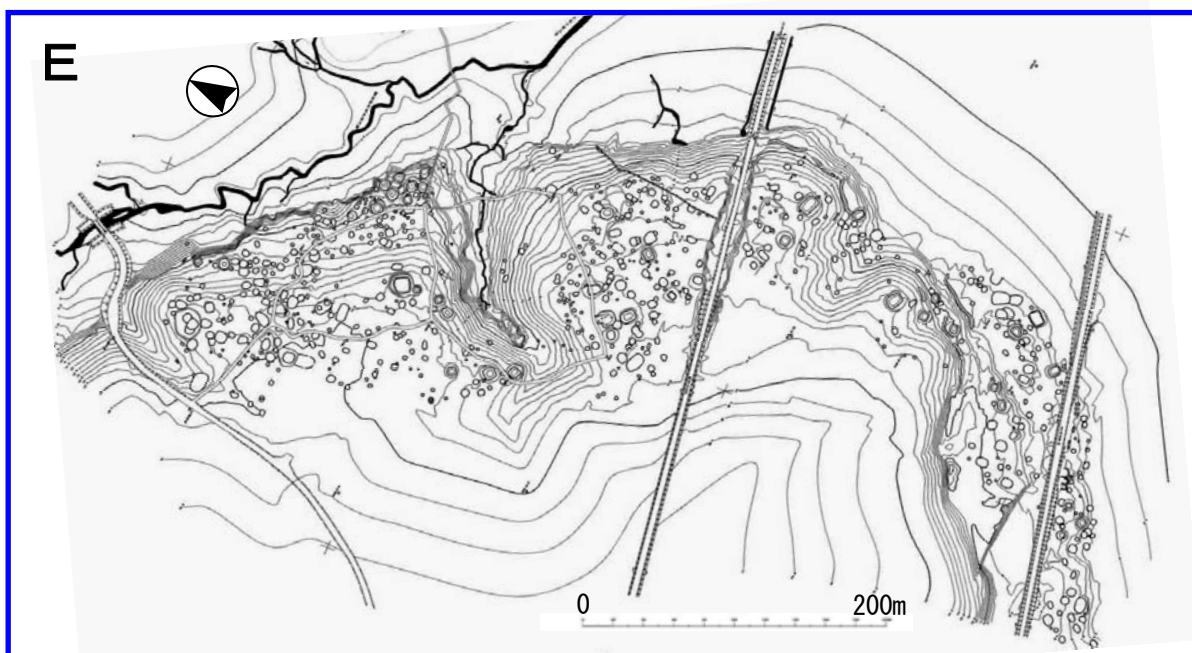
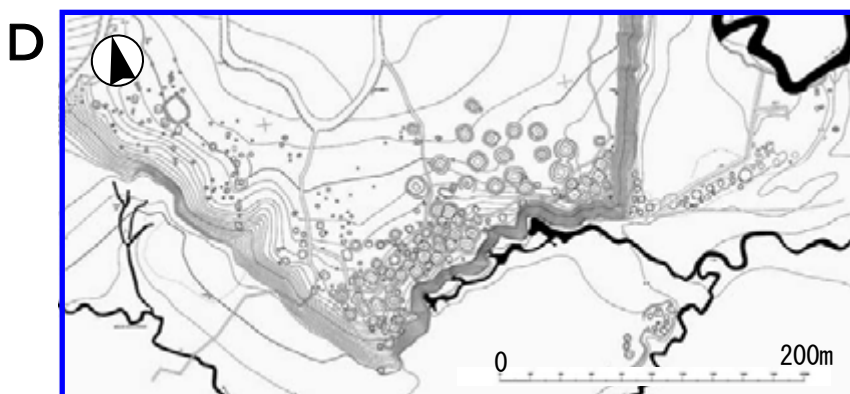


A  
(西部)

A  
(東部)



○標津遺跡群竪穴住居跡測量図③（伊茶仁カリカリウス遺跡③）

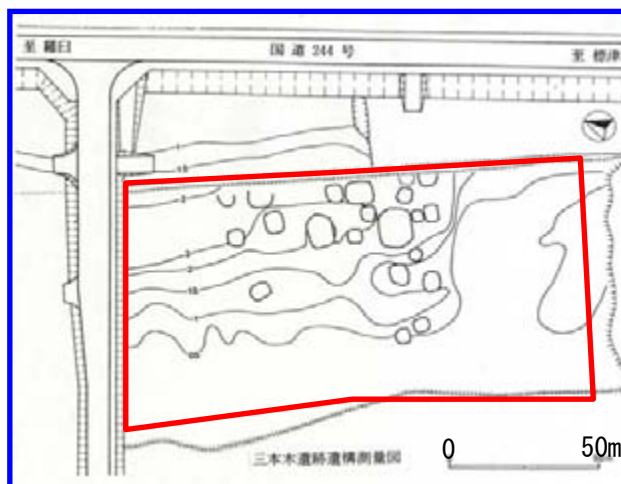
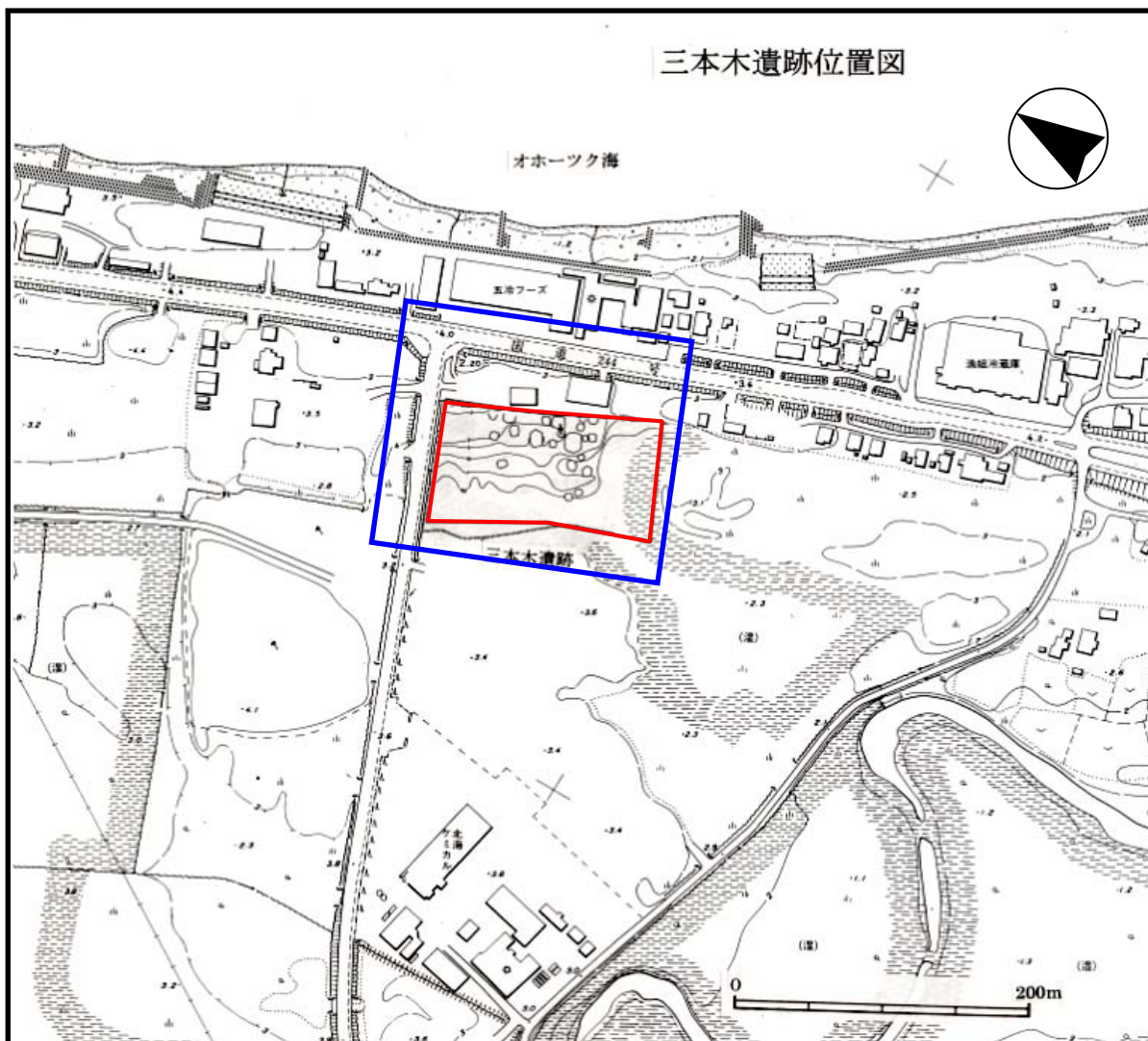


○標津遺跡群竪穴住居跡測量図④（古道遺跡）





○標津遺跡群竪穴住居跡測量図⑤（三本木遺跡）



## ○標津遺跡群

残雪の竪穴住居跡(伊茶仁カリカリウス遺跡)



調査成果により復原した  
竪穴住居



竪穴住居跡出土  
の土器



発掘調査中の竪穴住居跡(伊茶仁カリカリウス遺跡)



古道遺跡



三本木遺跡



### (3) 保存管理計画

#### ① 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

##### ○ 常呂遺跡

昭和 60・61 年に保存管理計画が策定され、史跡常呂遺跡の歴史的背景と意義、史跡指定の経緯、追加指定と整備計画の必要性が示された。その後、その方針に基づき、追加指定、土地の公有化、整備が実施されている。今後は、追加指定した区域を含む全域を網羅した保存管理計画を検討中である。

今後の計画では、各地点をつなぐ見学ルートの設定、チャシ跡やオホーツク文化の竪穴住居の復原等とともに、良好に保存されている周辺の自然環境と調和を保ちながらの保存・整備・活用を行うことを目指している。

##### ○ 標津遺跡群

標津町の遺跡群と湿原は昭和 52 年に文化庁が主催した「広域遺跡保存対策調査研究」のモデルケースとして史跡・天然記念物の指定が行われた。その基本方針は遺跡の可能な限りの全域保存、湿原を含めた周辺区域の保全等で、遺跡群と湿原を一体のものとして保存管理を行ってきた。

平成元年度からは保存整備委員会を設けて保存整備基本計画を策定し、部分的な保存整備を実施し、公開している。平成 14 年度には新たな保存整備委員会を設けて伊茶仁カリカリウス遺跡の再整備を中心に新たな保存整備基本計画を検討中である。

基本計画では、遺跡群と湿原の保存・各種調査研究・地域区分・動線・観察施設・復元整備・案内板・景観などに関する項目について検討を進めている。

また、史跡と湿原の指定区域北側の 260ha に及ぶ遺跡群についても追加指定の作業を進め、さらに広域な遺跡群の保存を行うことを目指している。

#### ② 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

個々の資産の保存管理計画を検討・策定中であり、その過程で、包括的な計画を検討していく予定である。

#### ③ 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況

##### ○ 常呂遺跡

史跡指定区域及び周辺区域は、自然公園法（網走国定公園第二種特別地域）、森林法、鳥獣保護区などの各種の法的規制を受けており、さらに漁業関係者によって進められている森林の保全・育成事業とも連携した保全措置を今後も推進していく。

##### ○ 標津遺跡群

隣接する国指定の天然記念物である標津湿原と一体の保全を推進するとともに、森林法、鳥獣保護区などの各種の法的規制を受けており、それらと連携した保全措置を今後も推進していく。

## (4) 世界遺産の登録基準への該当性

### ① 資産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準の番号

- ・ 資産の適用種別：遺跡
- ・ 登録基準の番号：iii)・v)

iii) 竪穴住居は、寒冷地に適応した居住形態で、時代によって形状や構造が異なっているが、地面を一定の深さに掘り窪め、その上に上屋をかけるという構造は基本的に変わらない。同一の立地環境において、同一の居住形態が数千年も継続されたことは、環境に適応した文化的伝統の成立を物語り、その証拠が窪みの状態で地表面から広範囲にわたって確認できることは、極めて希有な存在である。

v) 縄文時代～擦文・オホーツク文化期において竪穴住居は伝統的な居住形態である。その立地は、当時の生業や生活様式により選択されたものであり、陸上の土地利用形態を示すものといえる。また、河川や海に接している遺跡の立地は、それらと親密な関係を保った当時の生業や生活様式を物語るものである。

同一の立地環境に数千年もの長きにわたり、継続的に居住が行われたことは、当該遺跡に生活していた人々が、自らの生活を営みながら周辺環境を破壊せずに継承していったことを物語り、人類と環境の調和・ふれあいを代表する顕著な見本といえる。

### ② 真実性／完全性の証明

竪穴住居跡の大部分は地表面の窪みの状態での確認だけであるが、いくつかについては発掘調査によってその内容が確認されており、窪みが竪穴住居跡であるという真実性に問題はない。また、大部分の竪穴住居跡が発掘調査を行わずに、住居の廃絶後の状態を保って残っていることは、遺跡の完全性が担保されていることを意味し、今後もこの状態で残していくことに大きな意義がある。

### ③ 類似遺産との比較

北海道東部と同様な気候環境にある高緯度地域では、竪穴住居跡が窪みの状態で確認できる遺跡が散見される。例えばアラスカ・サハリン・千島などにおいても我が国の研究者が発掘調査を実施しているが、本資産ほど広大な面積で大規模なものは、知られていない。北海道内においても100軒以上の竪穴住居跡が確認されている遺跡は15箇所程あるが、2,500軒以上にも及ぶ両資産の規模は群を抜いており、その立地、環境の優位性を示すものといえる。

両資産は、指定面積が広大で、竪穴住居跡が莫大な数であるにもかかわらず、測量調査などが実施され、住居跡群に関するデータが示されていることも大きな特徴であり、両資産の学術的価値を高めていると共に、今後の保存・整備・公開の可能性を担保しているものといえる。